

独立行政法人科学技術振興機構の中期目標及び中期計画の変更案について

中期計画は調整中

1. 平成22年度新規事業の実施に伴う変更	2
(1) 「低炭素社会作り研究開発事業」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	2
(2) 「問題解決型サービス科学・工学研究開発プログラム（仮称）」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	5
(3) 「産学イノベーション加速事業」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	7
(4) 「技術移転支援センター事業」における「科学技術コモンズ」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	10
(5) 「地域の科学舎推進事業」における「地域科学コミュニケーション推進」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	12
(6) 「保有施設の改修（施設整備費補助金）」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更	13
2. その他の制度改変等	14
(1) 「研究成果最適展開支援事業」への事業統廃合に伴う中期目標及び中期計画の変更	14
(2) 「理科支援員等配置事業」の行政刷新会議における事業仕分け結果への対応に伴う中期目標及び中期計画の変更	19
(3) 「日本科学未来館」の行政刷新会議における事業仕分け結果への対応に伴う中期計画の変更	20
(4) 「平成21年度第一次補正予算の見直し」に伴う中期目標及び中期計画の変更	25
(5) その他所要の中期目標及び中期計画の変更	26

1. 平成22年度新規事業の実施に伴う変更

(1)「低炭素社会作り研究開発事業」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
1. 新技術の創出に資する研究 (2) <u>低炭素社会を実現する研究開発の推進</u> <u>低炭素社会づくりのために文部科学省が策定する研究開発戦略の下、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進に資する以下の事業を推進する。</u> ① <u>低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進</u> <u>新規有望技術に着目し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互関連や相乗効果の検討等を行うことにより、科学技術に立脚した社会システム改革や研究開発の方向性等を提示するための研究を推進し、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に資する成果を得る。得られた成果については、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、文部科学省をはじめとする関連機関及び国民に向けて積極的に発信する。</u> ② <u>先端的低炭素化技術の研究開発の推進</u> <u>温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、新たな科学的・技術的知見に基づいて温室効果ガス削減に大きな可能性を有する技術の研究開発を競争的環境下で推進し、グリーン・イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。</u>	1. 新技術の創出に資する研究 (2) <u>低炭素社会を実現する研究開発の推進</u> ① <u>低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進</u> i. <u>研究の実施</u> イ. <u>機構は、文部科学省が策定する研究開発戦略の下、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に向けて、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互関連や相乗効果の視点から、社会シナリオ研究の基本となる分析モデルの作成、新技術の開発及び普及に関する方策の策定、地域における取組の調査・整理を行う。</u> ロ. <u>上記イの実施にあたっては、人文・社会科学と自然科学の研究者が参画する実施体制を構築するとともに、幅広い分野の関連機関との連携のもとに行う。</u> ハ. <u>機構は、得られた成果等を機構の事業の企画立案に活用する。</u> ii. <u>評価と評価結果の反映・活用</u> イ. <u>機構は、得られた成果や情報発信等の妥当性について外部有識者及び専門家による評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。</u> iii. <u>成果の公表・発信</u> イ. <u>機構は、得られた成果等を、国、大学、企業、地方自治体等の関連機関及び国民に向けて積極的に発信する。</u> iv. <u>達成すべき成果</u>

	<u>イ. 機構は、質の高い研究等を行い、上記 ii のイの評価において、質の高い成果が得られているとの評価が得られることを目指す。</u> <u>②先端的低炭素化技術の研究開発の推進</u> <u>i. 技術領域の設定及び研究開発の選考</u> <u>イ. 機構は、文部科学省が策定する研究開発戦略の下、温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、今後の温室効果ガスの排出について大幅な削減が期待できる革新的な技術の研究開発を行う。技術領域、プログラムオフィサーの選定方法については、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、決定する。技術領域については、中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発であるものとし、プログラムオフィサーについては指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。</u> <u>ロ. 機構は、技術領域における研究開発の公募については、(1) の i. ロと同様とする。ただし、事前評価の視点については、温室効果ガスの大幅な削減の可能性が期待できる研究開発提案とする。</u> <u>ハ. 領域運営形態については、(1) の i. ハと同様とする。</u> <u>ii. 研究開発の推進</u> <u>イ. 機構は、プログラムオフィサーの下、中心研究者を置き研究開発プロジェクトを組織し、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。</u> <u>ロ. 研究開発費の配分については、(1) の ii. ロと同様とする。</u> <u>ハ. 不正防に向けた体制整備については、(1) の ii. ハと同様とする。</u> <u>iii. 評価と評価結果の反映・活用</u>
--	--

	<u>イ. 機構は、研究開発課題の評価と評価結果の反映活用については、（１）のiii. イ、ロ及びニと同様に行う。研究開発課題についての中間評価実施時期は、研究開発開始後３年程度毎を目安に実施する。</u> <u>iv. 成果の公表・発信</u> <u>イ. 成果の公表・発信については、知的財産等の保護に配慮しつつ（１）のiv. イ及びロと同様とする。なお、研究開発の成果による将来の温室効果ガス削減予測等についてもわかりやすく社会に向けて情報発信する。</u> <u>v. 達成すべき成果</u> <u>イ. 機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、事後評価において、大きなブレークスルーにより温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界の低炭素社会に向けての取り組みに大きく貢献することが期待できると評価される革新的な技術が創出されることを目指す。</u>
--	--

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(2)「問題解決型サービス科学・工学研究開発プログラム（仮称）」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
1. 新技術の創出に資する研究 (3) 社会技術に関する研究開発の推進→成果展開 ①社会技術研究開発の推進・成果展開 (略) ②サービス科学・工学に関する研究開発の推進 科学的・工学的手法に基づくサービスの高度化・効率化及び新規サービスの創出による社会の具体的問題の解決に向け、サービスの技術・方法論や共通要素に関する研究開発を競争的環境下で推進し、サービス科学・工学の基盤構築とその活用に資する成果を得る。	1. 新技術の創出に資する研究 (3) 社会技術に関する研究開発の推進→成果展開 ①社会技術研究開発の推進・成果展開 i ~ vi (略) ②サービス科学・工学に関する研究開発の推進 i. 研究開発課題の選考 イ. 機構は、サービス科学・工学に関する研究開発課題の選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、社会における具体的な問題の解決を指向しているか、サービスに科学的・工学的手法を導入する新たな方法論や基盤の構築に資するかという視点から、研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。 ii. 研究開発の推進 イ. 機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、研究開発課題の目標の達成に向けて、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産等の形成に努める。 ロ. 研究開発費の配分については、①の ii. ロと同様とする。 ハ. 不正防止に向けた体制整備については、①の ii. ハと同様とする。 iii. 評価と評価結果の反映・活用 イ. 機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後

	<u>評価を実施し、その結果を公表するとともに事業の運営に反映させる。</u> <u>ロ. 終了した研究開発課題の追跡評価については、①の iii. ロと同様とする。</u> <u>iv. 成果の公表・発信・活用</u> <u>イ. 機構は、研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。</u> <u>ロ. 課題実施者自らによる情報発信については、①の iv. ハと同様とする。</u> <u>v. 達成すべき成果</u> <u>イ. 機構は、研究開発課題の事後評価において、サービスに科学的・工学的手法を導入する新たな方法論の構築ないし社会における具体的な問題の解決に資する十分な成果が得られたとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象の研究開発課題の 7 割以上となること目指す。</u> <u>ロ. 追跡評価時における達成すべき成果については、①の v. ロと同様とする。</u>
--	--

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(3)「産学イノベーション加速事業」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
1. 新技術の創出に資する研究 <u>(6) 産学によるイノベーションの加速度的な推進</u> <u>①戦略的なイノベーション創出の推進</u> <u>機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下で必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。</u> <u>②先端計測分析技術・機器の研究開発の推進</u> <u>我が国</u>将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るために資する先端計測分析技術・機器を創出するため、競争的環境下で、重点的な推進が必要なものとして文部科学省が特定した領域を中心に、先端計測分析機器及びその周辺システムの開発を推進するとともに、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させることが期待される要素技術の開発を推進し、わが国の計測分析技術・機器の発展に資する革新的な開発成果を得る。 <u>③産学の共創による基礎基盤研究の推進</u> <u>産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、産業界の技術課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。</u>	1. 新技術の創出に資する研究 <u>(6) 産学によるイノベーションの加速</u> <u>①戦略的なイノベーション創出の推進</u> i ~ v (略) <u>②先端計測分析技術・機器の研究開発の推進</u> i ~ v (略) <u>③産学の共創による基礎基盤研究の推進</u> <u>i. 技術課題の設定及び研究課題の選定</u> <u>イ. 機構は、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題（以下、「技術課題」という）の解決に資する知見を大学等の基礎研究より創出するため、産業界からの提案等に基づいて定められる技術課題の解決に資するよう大学等において実施される研究課題について、産学の対話の場を設けるなどした上で選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、産学双方の外部有識者・専門家の参画により</u>

	<u>透明性と公平性を確保した上で、事前評価を行う。選考に当たっては研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。</u> <u>ロ. 機構は、技術課題の提案者及び研究課題の実施者等が効果的に知見や情報の交換及び発信等ができるような事業運営形態を構築するとともに、速やかに研究に着手できるよう措置する。</u> <u>ii. 研究の推進</u> <u>イ. 機構は、本事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、顕著な研究実績や産学官連携活動に関する知見を有し、専門的な立場から事業の実施を適確に支援できる人物をプログラムオフィサーとして選定する。</u> <u>ロ. 機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、技術課題毎にプロジェクトマネージャーを置き、研究成果等に関する情報の産学の対話による共有化などを通じて効果的に研究を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。</u> <u>ハ. 研究費の配分については、①の ii. ロと同様とする。</u> <u>ニ. 不正防止に向けた体制整備については、①の ii. ハと同様とする。</u> <u>iii. 評価と評価結果の反映・活用</u> <u>イ. 機構は、終了した研究課題について、基礎的な知見の創出状況及び技術課題の解決に向けた有用性等を検証するため、外部有識者・専門家の参画により課題の評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。</u> <u>ロ. 機構は、設定から5年を経過した時点で、技術課題の重要性、将来性及び市場性、解決に向けた進捗状況及び発展可能性並びに大学等における研究の活性化への貢献等の視点から技術課題評価を実施し、その後の資金配分や事業の運営に反映させる。</u>
--	--

	<u>ハ. 上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。</u> <u>iv. 成果の公表・発信</u> <u>イ. 機構は、研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。</u> <u>ロ. 研究実施者自らによる情報発信については、①のiv. ロと同様とする。</u> <u>v. 達成すべき成果</u> <u>イ. 機構は、産業界の抱える共通課題の解決に資する適切な技術課題を設定し、大学等において当該課題の解決に資する研究を実施する課題を採択しつつ、終了した研究課題の6割以上について、産業界における技術課題の解決への寄与又は基盤技術の強化が期待できる基礎的知見が得られたとの評価結果が得られることを目指す。</u> <u>ロ. 機構は、全研究課題の終了後3年が経過した時点で、技術課題を提案した産業界に対してアンケート調査を行い、得られた基礎的な知見及び産学の交流により得られた知見等が、技術課題の解決に向けた検討に有用であったとの回答を5割以上得ることを目指す。</u> <u>ハ. 機構は、本事業における研究が終了した技術課題について、産学の対話による当該課題に係る基礎研究の研究開発への発展状況が高い水準になることを目指す。その指標として、共同研究創出数等の定量的指標を活用する。</u>
--	--

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(4)「技術移転支援センター事業」における「科学技術コモンズ」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
2. 新技術の企業化開発 (4) 技術移転活動の支援 わが国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、以下の事業を行うことにより、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援するとともに、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。 ① (略) ②技術移転の促進 大学等及び技術移転機関と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、<u>優れた研究開発成果について目利き人材により応用・発展可能性に係る評価分析を実施・活用し、他の研究開発公募制度等につなげる技術移転業務を支援する人材（目利き人材）を育成すること、研究のために特許権等を開放するスキームを構築し、併せて関連する科学技術情報を提供すること、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。</u>	2. 新技術の企業化開発 (4) 技術移転活動の支援 ① (略) ②技術移転の促進 i ~ ii (略) iii. <u>優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築</u> イ～ハ (略) <u>二. 本事業は、平成22年度をもって終了する。</u> <u>iv. 研究のための知的財産活用スキームの構築</u> <u>イ. 機構は、大学等や企業が保有する特許権等を基礎研究段階において自由に利用可能とする仕組みを構築する。</u> <u>ロ. 機構は、大学等や企業に対し、保有する特許権等を登録するように促す。</u> <u>ハ. 機構は、重点化が必要と認められる技術分野を設定し、特許マップ等を作成するなど、その技術分野において付加価値をつけた特許情報を提供する。</u> <u>二. 機構は、関係部署間の連携の下、上記イの仕組みの特許と関連する科学技術情報を併せて提供し利用普及を図ることで、研究開発における知識の活用を促進させる。</u>

	iv <u>v</u>. 研究開発成果のあっせん・実施許諾の推進 (略) v <u>vi</u>. 評価と評価結果の反映・活用 (略) vi <u>vii</u>. 成果の公表・発信 イ. 機構は、企業ニーズとシーズのマッチング、人材研修、優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築、<u>研究のための知的財産活用スキームの構築</u>、研究開発成果のあっせん・実施許諾の実施状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、個別企業情報の取扱い等に配慮しつつ、わかりやすく社会に向かって情報発信する。 viii. 達成すべき成果 イ～ハ (略) <u>二. 機構は、上記iv. イの仕組みの運用開始1年後を目処に、研究のための知的財産活用スキームの利用者に対してアンケート調査を行い、各々の研究のために有用であったとの回答を7割以上得ることを目指す。</u>
--	--

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(5)「地域の科学舎推進事業」における「地域科学コミュニケーション推進」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (2) 科学技術コミュニケーションの促進 ①地域における科学技術理解増進活動の推進 科学館・博物館、大学、地方自治体等や個人が身近な場で行う体験型・対話型の科学技術理解増進活動を支援するとともに、科学技術を分かりやすく国民に伝える人材の連携を図る取り組みや手法の開発を実施する。これにより、国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深める。 ②～③ (略)	5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (2) 科学技術コミュニケーションの促進 ①地域における科学技術理解増進活動の推進 i. 取組みの公募、選定、推進 イ～ハ (略) <u>ニ. 機構は、育成した科学コミュニケーターや日本科学未来館のノウハウを活用した地域拠点科学館の取組を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、選考し、支援する。</u> <u>ニホ.</u> 機構は、本事業から得られた成果を発信し、活動・成果の普及に努める。 ii～iv (略) ②～③ (略)

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(6)「保有施設の改修（施設整備費補助金）」の新規実施に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画						
V その他業務運営に関する重要事項 1. 施設及び設備に関する事項 <u>機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。</u> また、地域イノベーション・システムの強化を図り、地域経済、地域社会の活性化に貢献するため、地域産学官共同研究拠点を整備する。またとともに、国民の環境科学技術に関する興味・関心と理解を深め、環境問題に対する国民の意識の醸成を図るため、最先端の環境科学技術に関する情報発信機能を強化する。	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 <u>イ. (略)</u> <u>ロ. 施設・整備の老朽度合い等を勘案し、平成22年度から平成23年度内に下記施設等の改修等を行う。</u> <table><tr><td>施設・設備の内容</td><td><u>予定額</u> <u>(単位：百万円)</u></td><td><u>財源</u></td></tr><tr><td><u>JST本部等の改修等</u></td><td><u>235</u></td><td><u>施設整備費補助金</u></td></tr></table> <u>[注] 金額については見込みである</u>	施設・設備の内容	<u>予定額</u> <u>(単位：百万円)</u>	<u>財源</u>	<u>JST本部等の改修等</u>	<u>235</u>	<u>施設整備費補助金</u>
施設・設備の内容	<u>予定額</u> <u>(単位：百万円)</u>	<u>財源</u>					
<u>JST本部等の改修等</u>	<u>235</u>	<u>施設整備費補助金</u>					

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

2. その他の制度改変等

(1)「研究成果最適展開支援事業」への事業統廃合に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
2. 新技術の企業化開発 (1) 研究開発成果の最適な展開による企業化の推進 大学、公的研究機関等（以下「大学等」という。）の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、大学等の研究開発成果の企業化につなげる。 (2) 産学の共同研究によるイノベーションの創出 ① （略） ②産学のマッチングファンド形式によるシーズの育成 顕在化しているシーズを発展させるために、マッチングファンド形式の産学共同研究を競争的環境下で推進し、イノベーションの創出につながる研究成果を得る。本事業は、平成23年度をもって終了させる。 (3) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進 大学等の特許等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会	2. 新技術の企業化開発 (1) 研究開発成果の最適な展開による企業化の推進 i ～ v （略） vi. 達成すべき成果 イ. （略） ロ. 機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、研究開発期間終了後3年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業又は大学等独自で継続している課題の割合、既に企業化された課題の割合の合計が、対象研究開発課題全体の3割以上になることを目指す。 (2) 産学の共同研究によるイノベーションの創出 ①（略） ②産学のマッチングファンド形式によるシーズの育成 ii. 研究開発の推進 イ～ハ （略） 二. 本事業は、平成23年度をもって終了する。新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。 iii ～ v （略） (3) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進

還元を図るため、競争的環境下で以下の事業を推進する。 ①大学発ベンチャー創出の推進 ベンチャー企業の創出が期待できる大学等の研究開発成果に基づく研究開発課題を選定し、起業及び事業展開に必要な研究開発を推進することにより、成長力のあるベンチャー企業の創出につながる研究成果を得る。 ② (略) ③委託開発の推進 大学等の研究開発成果のうち、国民経済上重要な成果であって特に開発リスクが高く企業化が困難なものについて、企業等の持つポテンシャルを最大限に活用して企業化開発を推進し、企業化につなげる。 ④ベンチャー企業を活用した企業化開発の推進 大学等の研究開発成果のうち、研究開発型ベンチャー企業を活用することによりイノベーションの創出が期待されるものについて企業化開発を推進し、企業化につなげる。	①大学発ベンチャー創出の推進 i (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成24年度をもって終了する予定である。</u> iii～v (略) ② (略) ③委託開発の推進 i (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成28年度をもって終了する予定である。</u> iii～vi (略) ④ベンチャー企業を活用した企業化開発の推進 i (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成24年度をもって終了する予定である。</u> iii～vi (略)
---	---

(4) (略) (5) 若手研究者によるベンチャー創出の推進 大学等の起業支援機関等と連携を図りつつ、競争的環境下でベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発を推進することにより、起業意欲のある若手研究者によるベンチャー企業の創出に資する研究開発成果を得るとともに、研究者から起業家へのキャリアパス形成を促進する。<u>本事業は、平成23年度をもって終了させる。</u> (6) 地域イノベーションの創出 プラザ及びサテライトを活用し、地域に密着したコーディネート活動や産学官連携を推進するとともに、競争的環境下で地域の大学等の研究シーズの発掘・育成から地域企業への技術移転や企業化に向けた研究開発まで切れ目のない支援を行うことを通じて、新規事業・新産業の創出につながる研究成果を生み出し、地域イノベーションの創出による地域経済、地域社会の活性化に貢献する。<u>本事業は、平成22年度以降、新規採択を行わず、段階的に終了させる。また、プラザの施設については、自治体等への移管等を進める。</u>	(4) (略) (5) 若手研究者によるベンチャー創出の創出 i. (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。</u> (6) 地域イノベーションの創出 ①プラザ・サテライトを活用した地域における産学官連携の推進 i. 事業の推進 イ. (略) <u>ロ. 本事業は平成25年度をもって終了する予定である。プラザの施設については、順次、自治体等への移管等を進める。</u> ii～iii (略) ②シーズ発掘試験 i. (略) ii. 研究開発の推進 イ～ニ (略) <u>ホ. 本事業は平成21年度をもって終了する。</u> iii～v (略) ③地域ニーズ即応型 i. (略)
--	---

	ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成22年度をもって終了する。</u> iii～v (略) ④育成研究 i. (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。</u> iii～v (略) ⑤研究開発資源活用型 i. (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略) <u>二. 新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。</u> iii～v (略) ⑥地域結集型研究開発プログラム i. (略) ii. 研究開発の推進 イ～ハ (略)
--	---

	<u>二. 新規公募は平成 2 0 年度をもって終了し、事業は平成 2 5 年度をもって終了する予定である。</u> iii ~ v (略) ⑦地域卓越研究者戦略的結集プログラム i . (略) ii . 研究開発の推進 イ ~ 二 (略) <u>ホ. 新規公募は平成 2 1 年度をもって終了し、事業は平成 2 5 年度をもって終了する予定である。</u> iii ~ v (略)
--	---

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(2)「理科支援員等配置事業」の行政刷新会議における事業仕分け結果への対応に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 ①外部人材を活用した小学校における理科学習の充実 小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。これにより、児童の理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。 ②～⑥ (略)	5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 ①外部人材を活用した小学校における理科学習の充実 i. 有用な外部人材の小学校への配置 イ～ハ (略) <u>二. 本事業は平成24年度をもって終了する予定である。</u> ii～iv (略) ②～⑥ (略)

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(3)「日本科学未来館」の行政刷新会議における事業仕分け結果への対応に伴う中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進 最先端の科学技術をわかりやすく国内外に発信するとともに、新たな科学技術の理解増進手法の開発・発信や科学技術をわかりやすく国民に伝える人材の育成、国内外の関係機関や人材との交流を行う拠点として、日本科学未来館の整備・運営を行う。これにより、国民の科学技術に対する興味・関心と理解を深める。 Ⅲ業務運営の効率化に関する事項 1. 事業費及び一般管理費の効率化 各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、経費の節減、事務の効率化、合理化を行い、一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く）について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務を効率化する。機構の保有するホール、会議室等を積極的に活用する等、施設の有効利用を推進するよう見直しを行う。 また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合はその理由を公表する。	5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進 i. 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進 イ～ニ （略） <u>ホ. 事業仕分け（平成21年11月13日内閣府行政刷新会議第三ワーキンググループ）の結果を踏まえ、機構は、日本科学未来館の運営業務について、科学技術広報財団と合意の上、平成22年度中に科学技術広報財団への委託を終了し、自らこれを実施する。</u> ii～iii （略） Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. （略） 2. 事業費及び一般管理費の効率化 イ. （略） ロ. 日本科学未来館については、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表する。また、総合評価落札方式に基づく業務委託の委託内容や委託先の妥当性等を毎年度検証・公表する。 ハ～ヘ （略）

2. 人件費の抑制

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)を踏まえ、平成 22 年度まで、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組みを踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

3. (略)

3. 人件費の抑制

イ. 国家公務員の給与水準との差について縮減に努め、常勤の役職員に係る人件費(退職手当、福利厚生費を除く。)については、平成23年度において、平成17年度と比較し、6%以上の削減を行う。(ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く)
なお、以下の常勤の職員(以下「総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付き研究者等」という。)に係る人件費は、削減対象より除く。

- ①競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ②国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ③運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)
- ④事業仕分けの結果を踏まえた日本科学未来館の運営見直しに伴い雇用される職員のうち一部の者。

ロ. (略)

4. (略)

Ⅲ～Ⅵ (略)

	Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. (略) 2. 人事に関する計画 (1) (略) (2) 人件費に係る指標 (参考1) (略) (参考2) 中期目標期間中、上記削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等にかかる人件費を含めた人件費は、総額 81,579<u>83,001</u> 百万円(ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。) <u>※ただし、Ⅱの3.イ.④に掲げる者に係る人件費は1,422百万円(平成22年度、平成23年度合計)を上限とする。</u> 3～4 (略) (別紙) Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算(中期計画の予算) 平成19年4月～平成24年3月 予算 (総計) 表 (略)
--	---

	[人件費の見積り] 中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等 に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等にかかる人件費を除き、総額 28,335百万円。また、中期目標期間中、上記の削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等にかかる人件費を含めた人件費は、総額 81,579<u>83,001</u>百万円(ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。))。 [注釈1]～[注釈4] (略) (一般勘定) 表 (略) [人件費の見積もり] 中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等 に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等にかかる人件費を除き、総額 25,851百万円。また、中期目標期間中、上記の削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等にかかる人件費を含めた人件費は、総額 79,095<u>80,517</u>百万円(ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。))。 <u>※ただし、Ⅱの3.イ.④に掲げる者に係る人件費は1,422百万円(平成22</u>
--	--

	<u>年度、平成２３年度合計）を上限とする。</u> [注釈１] ～ [注釈４] (略) (文献情報提供勘定) (略)
--	---

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(4)「平成21年度第一次補正予算の見直し」に伴う中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画									
V その他業務運営に関する重要事項 1. 施設及び設備に関する事項 <u>機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。</u> また、地域イノベーション・システムの強化を図り、地域経済、地域社会の活性化に貢献するため、地域産学官共同研究拠点を整備する。<u>またとともに、</u>国民の環境科学技術に関する興味・関心と理解を深め、環境問題に対する国民の意識の醸成を図るため、最先端の環境科学技術に関する情報発信機能を強化する。	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 <u>イ.</u> 平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、地域産学官共同研究拠点の整備及び最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化のために活用する。 <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額 (単位：百万円)</th><th>財源</th></tr><tr><td>地域産学官共同研究拠点の整備</td><td>69,500<u>26,300</u></td><td>施設整備費補助金</td></tr><tr><td>最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化</td><td>3,000<u>1,350</u></td><td>施設整備費補助金</td></tr></table> <u>ロ.</u> (略)	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	地域産学官共同研究拠点の整備	69,500 <u>26,300</u>	施設整備費補助金	最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化	3,000 <u>1,350</u>	施設整備費補助金
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源								
地域産学官共同研究拠点の整備	69,500 <u>26,300</u>	施設整備費補助金								
最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化	3,000 <u>1,350</u>	施設整備費補助金								

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。

(5) その他所要の中期目標及び中期計画の変更

中 期 目 標	中 期 計 画
3. 科学技術情報の流通促進 (1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進 わが国の研究者、研究成果、研究資源等の研究開発活動に係る基本的な情報を体系的に収集・整備し、利用者が必要とする科学技術情報を効果的に活用できる環境を構築することにより、科学技術情報基盤の整備を図る。 (2) ～ (7) (略) 5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 ① (略) ②特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実 科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用した科学技術や理科、数学(算数)の学習を支援するとともに支援を通じて蓄積した事例や成果を普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科、数学(算数)に関する興味・関心及び学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。	3. 科学技術情報の流通促進 (1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進 i ～ ii (略) iii. 科学技術情報の流通基盤の整備 イ. (略) ロ. 機構は、科学技術情報のわが国とアジア諸国での流通を円滑化するため、国際ワークショップの開催等の国際活動を実施する。<u>なお、本事業は平成21年度をもって終了とする。</u> (2) ～ (7) (略) 5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 (1) 科学技術に関する学習の支援 ① (略) ②特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実 i. (略) ii. 調査・研究の推進 イ. 機構は、特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)に関する学習のモデルを構築するため、地域と共同で、地域それぞれの課題や問題点等を抽出するとともに、実情に応じた解決方法を探るための調査・研究を行う。<u>本調査・研究の推進は平成20年度をもって終了する。</u>

③ （略） ④科学技術や理科、数学（算数）に関する教員研修の充実 教員の科学技術に関する知見の獲得や、理科、数学（算数）に関する体験的・問題解決的な研修を支援することにより、教員の指導力を育成・向上させる。 <u>本事業は、平成２１年度をもって終了させる。</u> ⑤魅力ある科学技術や理科学習教材の提供 教員が利用しやすく、児童・生徒が科学技術や理科をわかりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、児童・生徒の科学技術や理科に関する興味・関心、学習意欲の向上並びに学習内容の理解の向上を図る。 ⑥ （略）	③ （略） ④科学技術や理科、数学（算数）に関する教員研修の充実 i. 取組みの公募、選定、推進 イ～ロ （略） <u>ハ. 本事業は平成２１年度をもって終了する。</u> ii～iv （略） ⑤魅力ある科学技術や理科学習教材の提供 i. 教材の開発・普及 イ～ロ （略） ハ. 機構は、開発した教材及び提供方法については、実証環境を有する地域における試験・研究により、教員要望の把握、普及促進事例、活用事例の収集・分析を行うことにより、その改善・充実を図る。<u>本試験・研究は平成２１年度をもって終了する。</u> 二～ホ （略） ii～iv （略） ⑥ （略）
---	--

※追加部分は赤字で下線。削除部分は赤字で見え消し。

※中期目標案・中期計画案については現時点のものであり、財務省との協議等によって変更の可能性がある。